

令和7年度宇和島保健所運営協議会の開催結果

1 会議の名称

令和7年度宇和島保健所運営協議会

2 開催日時

令和8年2月26日(木) 15:00~16:30

3 開催場所

愛媛県南予地方局 7階大会議室

4 出席者

- (1) 委員 16名 (うち代理出席6名)
- (2) 事務局 24名
- (3) 傍聴者 なし

5 議事

(1) 保健所事業概要について

- ア 企画課
- イ 健康増進課
- ウ 生活衛生課
- エ 環境保全課

(2) 意見交換

6 審議の内容 (全部公開)

(1) 保健所事業概要について

保健所事業概要について事務局から説明し、委員からの質問に回答した。
主な質疑は次のとおり。

○海岸漂着ごみについて

(委員)

愛南町の海岸に流木等のごみが多く目立っている。保健所で何か取り組んでいることはあるのか。

(事務局)

令和3年度の海岸漂着ごみの調査結果により、南予に特に多い現状が確認され問題となっている。保健所としては、漂着ごみの回収への協力や河川から流入しない対策の意識啓発などの海洋ごみに関する各種対策に取り組んでいる。

○若い世代への自殺対策について

(委員)

健康増進課の説明があったが、精神保健係の（保健師）4名は足りていないのではないか。

また、自殺予防対策の報告があったが、若年者の自殺が多いことがニュースになっている。若い世代への自殺の対策はどのようなことを行っているか。

（事務局）

精神保健係の保健師4名は足りていないと感じるが、市町の保健師と協力しながら対応している。

今年1月に公表された警察庁・厚生労働省の自殺統計によると令和7年の小中高生の自殺者数は暫定値で532人。過去最多となる見込みで大変憂慮すべき状況と報道された。

当管内は20歳未満の自殺者は、過去3年では1人ある年もあったが、令和6年は0だった。小中高生に対しては、「SOSの出し方・受け止め教育」を各市町が学校に出向いて実施しているほか、「ゲートキーパー養成研修」による見守りや支援を強化している取組みをしている。保健所では、個別相談として配布資料22ページのR6年度の相談内訳の思春期相談を見ていただくと、R6年度は来所2件、電話相談14件対応している。また、子ども或いは若年者の支援に携わる教育、保健、医療分野の職員の対応力の向上を図るための「思春期メンタルヘルス支援対策研修会」を開催し支援者のスキルアップに努める等、当事者である子どもと支援者への支援の両輪の対応を行っている。

○南海トラフ地震について

（委員）

南海トラフ巨大地震の被害想定最終報告が出されたが、保健所としてはどのような意識で取り組んでいるのか？

（事務局）

被災後、圏域内の医療機関が迅速に初動体制を立ち上げることが課題と考えており、災害医療対策会議において、毎年、医療機関ごとの取り組み状況を報告・共有して対策の強化を図っている。例として、アクションカード作成や一部医療機関ではSNSを活用した職員の安否確認などがあげられる。愛媛県としては、次年度から安全な情報共有ツールであるロゴチャットを災害医療対策会議のメンバーに付与し、有事の情報共有ツールとして活用予定である。

（委員）

宇和島市でも災害医療対策会議を開催している。保健所企画課の災害担当者にも毎回参加してもらい、関係者同士で顔の見える関係づくりができるよう（参加を）検討してほしい。（要望）

○救急車の適正利用について

（委員）

救急車の適正利用に関連して、夜間、タクシーを利用したくても稼働しているタクシーがないため、やむを得ず救急車を利用するケースがあると聞いている。課題解決のため、検討してほしい。

(事務局)

近年、タクシー稼働数の減少等によりやむを得ず夜間に救急車を「足代わり」として利用するケースがある現状については承知している。

課題の解決のため、地域医療介護総合確保基金を活用した事業の可否について検討を行っているところ。近年の成り手不足等もあり、直ちに解決できる問題ではないが、地域においてはオンデマンドバス等を活用した実証実験もあると聞いており、それら先行事例を参考にしつつ、課題の解決に向けて進めてまいりたい。

○鳥生肉の提供について

(委員)

牛の生レバーは禁止になっているが、鳥刺しは禁止されていないのか。

(事務局)

牛生レバーの提供は、0157に汚染された牛肉の喫食で死者が出たこと等もあり禁止されているが、鳥生肉の提供は一部地域の生食文化もあってか禁止されていない。飲食店で提供されたものは安全と認識しがちだが、かなりの割合でカンピロバクターの汚染を受けており、保健所として推奨しない。

(2) 意見交換

主な意見は次のとおり。

(委員)

精神科救急というのは、南予精神科救急のことだと思うが、保護者から「暴れるので警察から病院へ連絡して欲しい。」と連絡があった場合、警察としても自傷他害の虞があれば(精神保健福祉法第)23条通報の案件となるので保健所に連絡するが、暴れてもおらず落ち着いている場合は、警察から精神科救急へ連絡するよう促すことがある。一般の人は、南予精神科救急のことを知らない人が多い。一般の人へ普及啓発をもっとしてもらえないだろうか。

また、警察から保健所へ情報提供を沢山させてもらっており、保健所が対応し、保健所の対応結果も連絡をいただいているが、保健所の精神保健係4名では負担が大きいと思うので、精神的負担の軽減を図るような配慮が要るのではないか。

(事務局)

南予精神科救急については、関係者による連絡調整会議の場でも周知して欲しいとの要望が出されているため、本事業を担当している本庁健康増進課に伝えておく。

また、職員の精神的負担に対し御配慮いただき、心遣いをありがたくお受けしたいと思う。